

4 住民主体のまちづくりの制度（計画整備地区制度）

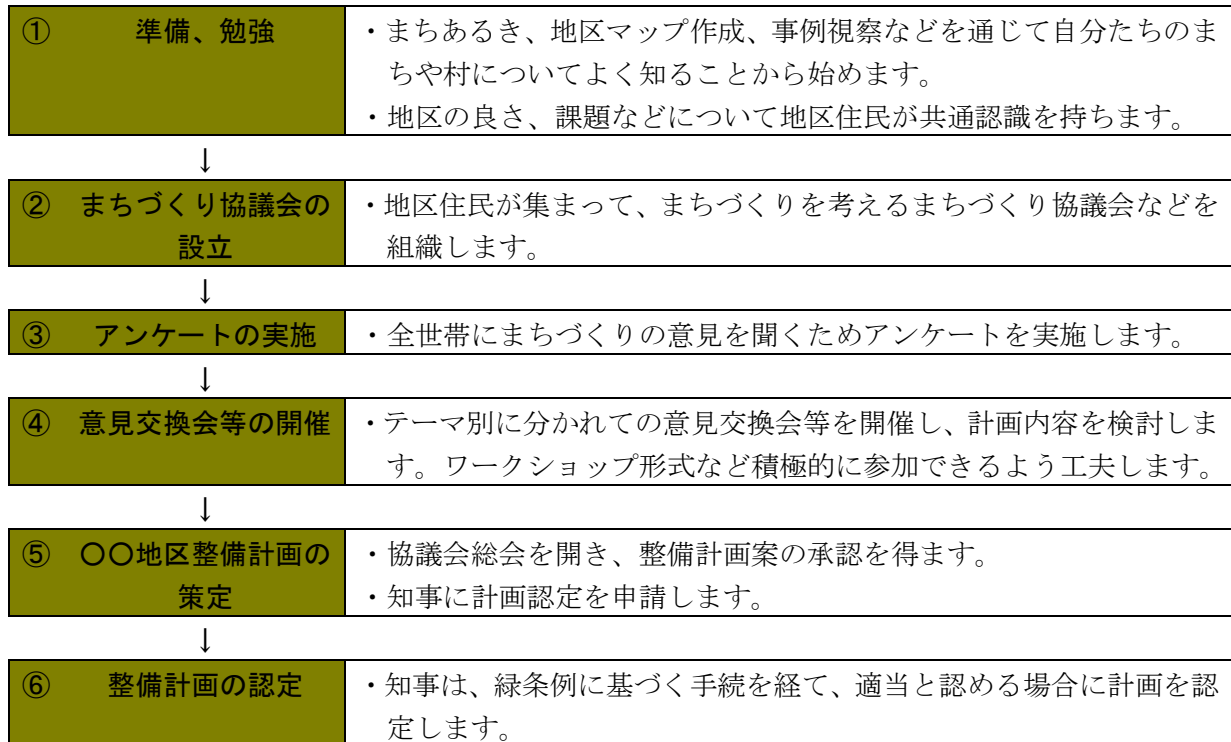


住民主体のまちづくりの流れ

緑条例には、住民が主体となって、自分たちで自分たちの地区のルールづくりを行う制度（計画整備地区制度）があります。

集落などの一定のまとまりのある地区において、住民の皆さんが話し合い、自分たちのまちのルール（整備計画）を決めることができる制度です。

地域環境形成基準が地域全体の「一般的なルール」とすると、整備計画は地区独自の「詳細なルール」といえます。整備計画を策定し、知事の認定を受けることで、整備計画（詳細なルール）に沿ったまちづくりを行うことができます。



整備計画の内容は

住民の皆さんが話し合い、地区の将来像を描き、将来に望ましい土地利用計画、緑化計画、景観計画、建築計画などを作ってください。地区の状況に応じて、道路や水路、公園などの施設の整備構想や、お祭りや交流事業などのイベント計画などを合わせて盛り込むのもよいでしょう。

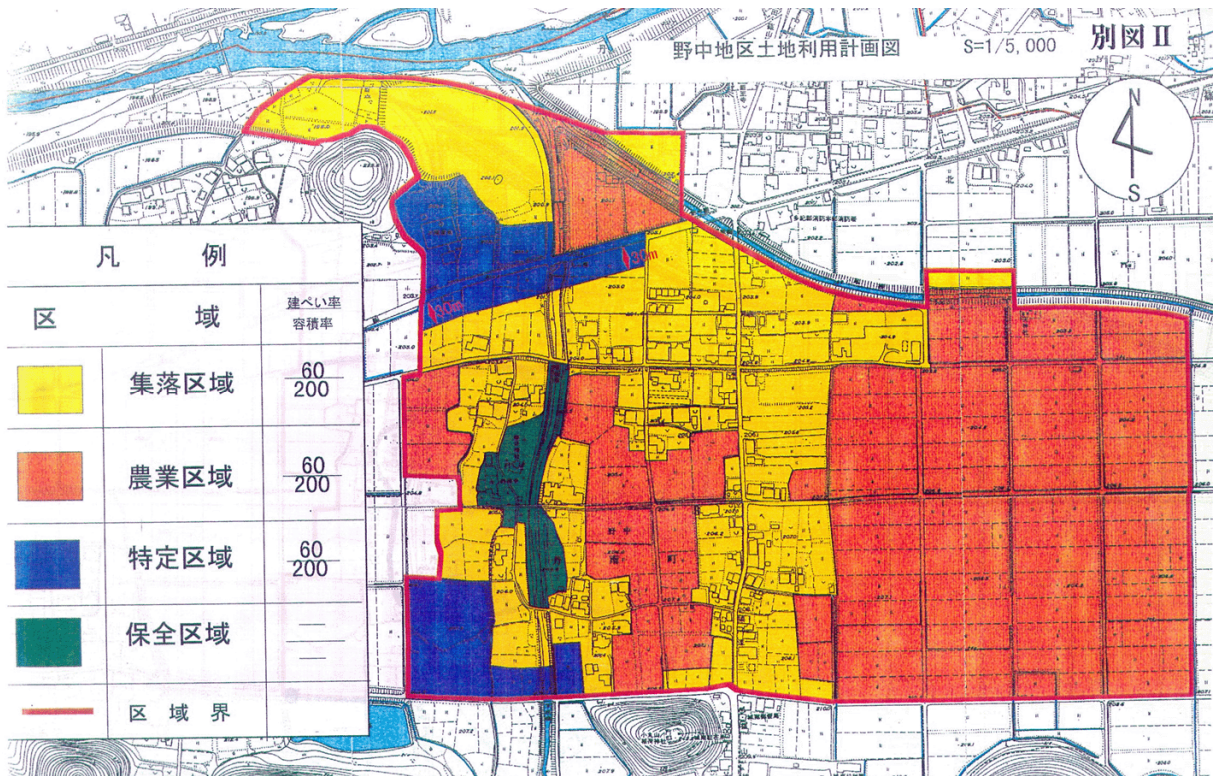
県や市町では、アドバイザー派遣など計画策定についての支援を行っていますので、ご相談ください。

整備計画が認定されると

認定計画に係る区域（計画整備地区）内においては、すべての開発行為、建築行為について市町への届出が必要になるとともに、緑条例が適用される一般の地域における基準より地区計画による基準が優先される仕組みになっています。

届け出られた開発や建築の内容が整備計画に適合していない場合、市町は地区の意見を聞いた上で、開発事業者等に対して指導・助言を行います。

丹波篠山市野中地区のまちづくり計画の例



別表 I 建築物の用途の一覧表

用 途	区 域	集 落 区 域	特 定 区 域	農 業 区 域	保 全 区 域	備 考
専用住宅・農家住宅・共同住宅 下宿・店舗等併用住宅・事務所 等兼用住宅		○	○	×	×	農家住宅のみ△
大学・高専・各種学校		×	○	×	×	
スケート場・水泳場・ボーリング場		×	○	×	×	
ホテル・旅館		×	×	×	×	
自動車教習所		×	○	×	×	
料理店・キャバレー・ダンスホール		×	×	×	×	
劇場・映画館等		×	×	×	×	
マージャン店、パチンコ店		×	×	×	×	
カラオケボックス		×	×	×	×	
物品販売店、飲食店等(床面積150㎡以下)		○	○	×	×	
事務所 (床面積150㎡超え)		×	○	×	×	
病院		○	○	×	×	
倉庫業倉庫	1Fかつ、300㎡以下	×	○	×	×	
	2F以上かつ、300㎡超え	×	○	×	×	
自動車車庫	1Fかつ、300㎡以下	○	○	×	×	
	2F以上かつ、300㎡超え	×	○	×	×	
工 場 等	農作業所・農業用倉庫	○	○	△	×	
	自動車修理工場(150㎡以下)	×	○	×	×	
	小規模工場(150㎡以下)	○	○	×	×	
	中規模工場(150㎡超え)	×	○	×	×	
危険性大、環境悪化のおそれある工場		×	×	×	×	
建ぺい率		60%	60%	60%	※	
容積率		200%	200%	200%	※	
高さ制限		10㎡以下	13㎡以下	10㎡以下	※	
敷地の最小限度(戸建住宅)		180㎡以上	180㎡以上	180㎡以上	※	
前面道路からの壁面後退		隣接指定あり2m 隣接指定あり2m 隣接指定あり2m 隣接指定あり2m				

注：○は建築可能なもの ×は建築不可能なもの △は一定条件で建築可能なもの
保全区域では現用途の建替・増築のみ可能とする。(※形態制限は集落区域に準ずる)

5 参考資料



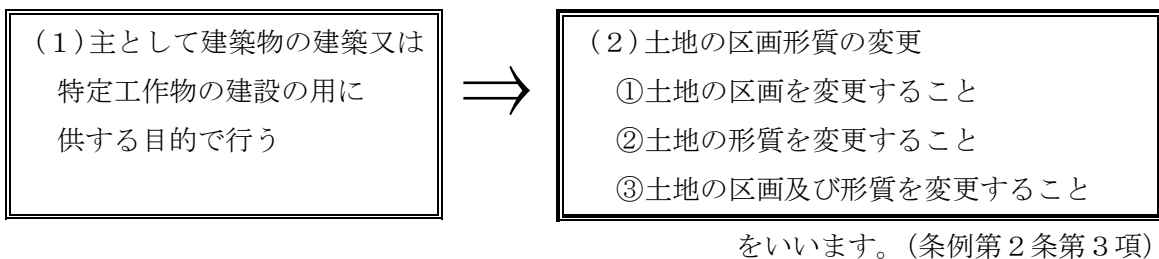
開発行為の許可・協議・届出の制度

開発行為をしようとするときは、あらかじめ、森を守る区域（第1号区域）では知事の許可を得ることが、森を生かす区域（第2号区域）、川とさとの区域（第3号区域）及び伝統的なまちの区域、高原の区域（第2項区域）では知事又は市町長と協議を行い環境形成協定を締結することが、また、まちの区域（第4号区域）では知事又は市町長への届出が必要です。

対象となる開発行為について

西播磨地域では、一定規模以上（1号区域では500㎡以上、それ以外の区域では1,000㎡以上）の開発行為を行う場合は、緑条例の対象となります。

●この条例で、開発行為とは・・・



[解説]

(1) 「主として建築物の建築又は特定工作物の建設の用に供する目的」とは

土地の区画形質の変更を行う主たる目的が、建築物を建築すること又は特定工作物を建設することを言います。

○建築物とは

(条例第2条第1項)

この条例において「建築物」とは建築基準法（昭和25年法律第201号）第2条第1号に定める建築物を、「建築」とは同条13号に規定する建築をいう。

(建築基準法第2条第1号)「建築物」

土地に定着する工作物のうち、屋根及び柱若しくは壁を有するもの（これに類する構造のものを含む。）、これに附属する門若しくは塀、観覧のための工作物又は地下若しくは高架の工作物内に設ける事務所、店舗、興行場、倉庫のその他これらに類する施設（鉄道及び軌道の線路敷地内の運転保安に関する施設並びに跨線橋、プラットホームの上屋、貯蔵槽その他これらに類する施設を除く。）をいい、建築設備を含むものとする。

(建築基準法第2条第13号)「建築」

建築物を新築し、増築し、改築し、又は移転することをいう。

○特定工作物とは

(条例第2条第2項)

この条例において「特定工作物」とは、都市計画法（昭和43年法律第100号）第4条第11項に規定する特定工作物をいう。

(都市計画法第4条第11項)

この法律において「特定工作物」とは、コンクリートプラントその他周辺の地域の環境の悪化をもたらすおそれがある工作物で政令で定めるもの（以下「第一種特定工作物」という。）又はゴルフコースその他大規模な工作物で政令で定めるもの（以下「第二種特定工作物」という。）をいう。

「第一種特定工作物」及び「第二種特定工作物」については、それぞれ都市計画法施行令第1条第1項及び第2項に定められています。

(都市計画法施行令第1条第1項)

都市計画法（以下「法」という。）第4条第11項の周辺の地域の環境の悪化をもたらすおそれがある工作物で政令で定めるものは、次に掲げるものとする。

1. アスファルトプラント

2. クラッシュープラント

3. 危険物（建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第116条第1項の表の危険物品の種類欄に掲げる危険物をいう。）の貯蔵又は処理に供する工作物（石油パイプライン事業法（昭和47年法律第105号）第5条第2項第2号に規定する事業用施設に該当するもの、港湾法（昭和25年法律第218号）第2条第5項第8号に規定する保管施設又は同項第8号の2に規定する船舶役務用施設に該当するもの、漁港漁場整備法（昭和25年法律第137号）第3条第2号ホに規定する補給施設に該当するもの、航空法（昭和27年法律第231号）による公共の用に供する飛行場に建設される航空機給油施設に該当するもの、電気事業法（昭和39年法律第170号）第2条第1項第9号に規定する電気事業（同項第7号に規定する特定規模電気事業を除く。）の用に供する同項第14号に規定する電気工作物に該当するもの及びガス事業法（昭和29年法律第51号）第2条第12項に規定するガス工作物（同条第1項に規定する一般ガス事業又は同条第3項に規定する簡易ガス事業の用に供するものに限る。）に該当するものを除く。）

(都市計画法施行令第1条第2項)

法第4条第11項の大規模な工作物で政令で定めるものは、次に掲げるもので、その規模が1ヘクタール以上のものとする。

1. 野球場、庭球場、陸上競技場、遊園地、動物園その他の運動・レジャー施設である工作物（学校教育法（昭和22年法律第26号）による学校（大学、専修学校及び各種学校を除く。）の施設に該当するもの、港湾法第2条第5項第9号の3に規定する港湾環境整備施設に該当するもの、都市公園法（昭和31年法律第79号）第2条第1項に規定する都市公園に該当するもの及び自然公園法（昭和32年法律第161号）第2条第6号に規定する公園事業又は同条第4号に規定する都道府県立自然公園のこれに相当する事業により建設される施設に該当するものを除く。）

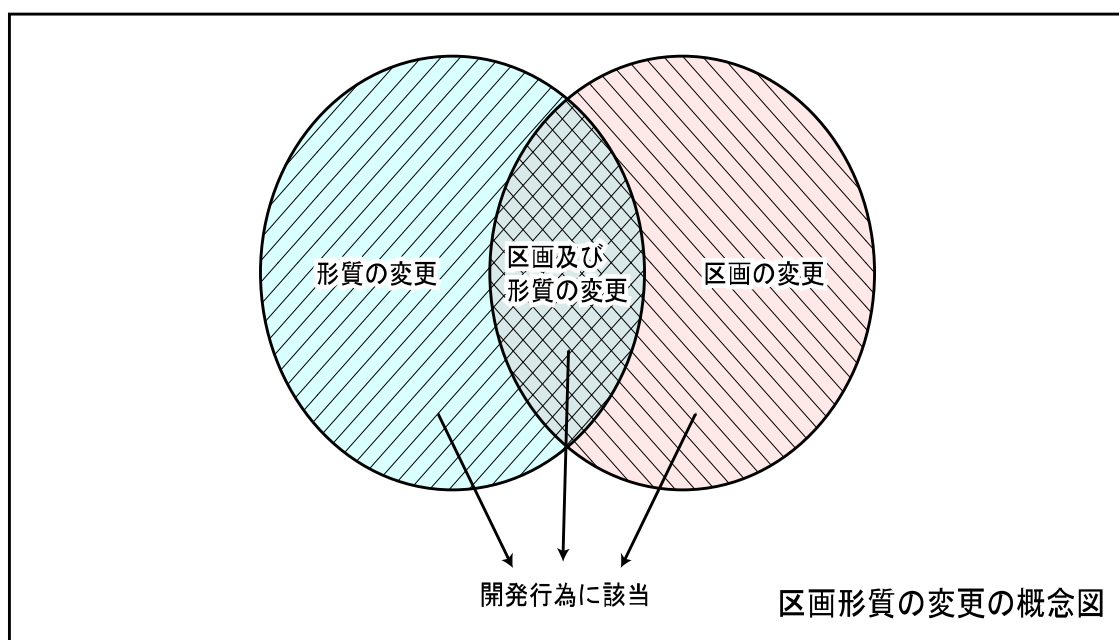
2. 墓園

ここで特に注意を要するのは、第二種特定工作物です。これについては、ゴルフコースのほか政令で野球場、庭球場、陸上競技場、遊園地、動物園その他運動レジャー施設である工作物で、その規模が1ヘクタール以上のもの及び墓園でその規模が1ヘクタール以上のものと定義されています。

従って、野球場、庭球場や墓園で1ヘクタール未満のものについては、特定工作物に該当しません。

しかし、規模が小さいため特定工作物に該当しなくても、野球場、庭球場等に観覧席を設置し、それが建築基準法上の建築物に該当する場合は、建築物の建築を目的とする行為として取り扱うことになります。

(2) 土地の区画形質の変更について

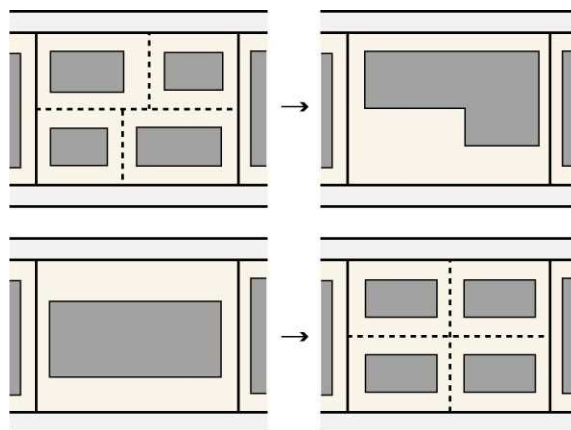


① 「区画の変更」とは

建築物の建築等の目的のために、土地の区画を物理的に変更することをいいます。具体には、建築物の建築等を目的として、道路、公園等の公共施設を新しく築造して建築区画の変更を行うことです。単なる分合筆のみを目的としたいわゆる権利区画の変更や、単なる形式的な分割又は統合は、区画の変更には該当しません。

(単なる形式的な区画の分割又は統合)

建築物の建築等を行う際に造成工事を伴わず、かつ、従来の敷地境界の変更について既存建築物の除却や、塀等の除却、設置が行われるにとどまる行為のことです。



②「形質の変更」とは

土地の形質とは、土地の形状と土地の性質のことです。

建築物の建築等を目的とした土地の形質の変更は、開発行為に該当します。

(土地の形状)

土地の形状とは、土地の立体的な状態（土地の起伏）のことです。

(土地の性質)

土地の性質とは、土地利用の用途のことであり開発行為の判断においては「宅地」、「公共施設」、「その他」の3つに分類されます。

「宅地」→建築物又は特定工作物の用に供されている土地

「公共施設」→道路、公園等の公共の用に供されている土地

「その他」→「宅地」、「公共施設」以外の土地

※ 建築物の建築等を目的として、田、畑、山林等の土地を宅地に変更する行為は、開発行為に該当します。（青空駐車場、露天資材置場に建築物の建築等を行う場合も土地の性質が変更されるため開発行為に該当します）

(3) 取り扱い例一覧

(○：該当する ×：該当しない)

※ ②における露天駐車場に、料金所のような社会通念上、その建築物のみでは機能しない建

行為の態様	開発行為の該当	開発行為の該当	主たる目的	土地の区画形質の変更		
				区画の変更	形質の変更	
					形状の変更	性質の変更
①農地を盛土し、建築物を建築する。	○	○	○	×	○	○
②農地を盛土し、露天駐車場とする。	×	×	×	×	○	×
③既存建築物を取り壊し、造成の上、同一敷地に再び建築する。	○	○	○	×	○	×
④既存建築物を取り壊し、造成を行わず、同一敷地に再び建築する。	×	○	○	×	×	×
⑤既存建築物を取り壊し、造成を行わず、敷地を分割して独立住宅をそれぞれの区画に建築する。(公共施設の整備なし)	×	○	○	×	×	×
⑥既存建築物を取り壊し、造成の上、敷地を分割して独立住宅をそれぞれの区画に建築する。(公共施設の整備なし)	○	○	○	×	○	×
⑦複数の既存建築物を取り壊し、造成の上、敷地を統合して集合住宅を建築する。(公共施設の整備なし)	○	○	○	×	○	×
⑧複数の既存建築物を取り壊し、造成を行わず、敷地を統合して集合住宅を建築する。(公共施設の整備なし)	×	○	○	×	×	×
⑨既存建築物を取り壊し、道路を築造の上、敷地を分割して、それぞれの区画に建築する。	○	○	○	○	×	×
⑩山林に道路のみを築造する。	×	×	×	○	×	×
⑪山林を削り、土取り場とする。	×	×	×	×	○	×
⑫山林に道路を築造し、道路周辺の山林を別荘地として造成し、区割りする。	○	○	○	○	○	○
⑬露天駐車場又は資材置場の跡地に造成を行わずに集合住宅を建築する。	○	○	○	×	×	○
⑭露天駐車場又は資材置場の跡地に道路を築造し、独立住宅をそれぞれの区画に建築する。	○	○	○	○	×	○

建築物(附属建築物)だけが建築される場合は、「主たる目的」に該当しません。

(4) 開発行為と手続について

● 次のような場合は、開発行為の許可・協議（協定）・届出の必要はありません。

◇ 開発行為の面積が次に該当する小規模な開発行為

- ・ 1号区域では、500㎡未満の開発行為
- ・ その他の区域では、1,000㎡未満の開発行為

◇ 自己の居住のための建築物の建築の用に供する目的で行う開発行為

◇ 非常災害のために必要な応急措置として行う開発行為

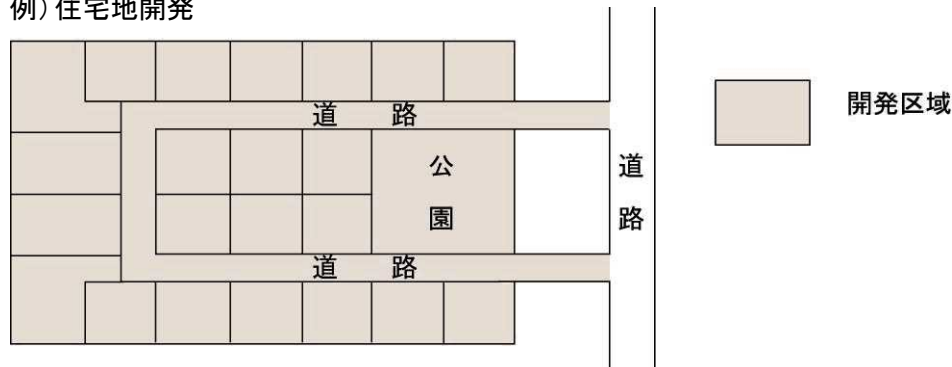
◇ 仮設建築物の建築の用に供する目的で行う開発行為

◇ 土木事業、その他の事業に一時的に使用される第一種特定工作物の建設の用に供する目的で行う開発行為

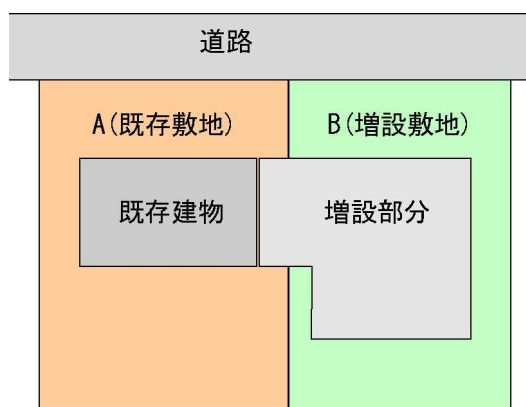
開発区域の考え方

開発区域は、開発行為をする土地の区域であり、主として建築物の建築又は特定工作物の建設の用に供する目的で行う土地の区画形質の変更を行う区域をいいます。

例) 住宅地開発



既存建築物と不可分な建築物の増築で敷地増を伴う場合の取扱い



① 開発行為の判断

B（増設敷地）の部分において土地の区画形質の変更が行われるものは、開発行為に該当します。

② 開発区域の設定

開発区域は、B（増設敷地）の部分だけでなくA（既存敷地）も含めて設定します。

③ 地域環境形成基準への適合

原則的には、開発区域全体で各環境形成区域の基準に適合させます。

※ 敷地増を行って、増設部分に別棟の建築物を建築し、既存敷地と一体的な土地利用を図る場合は、同様の取り扱いとします。

（例：学校で増設敷地に体育館を建築して、既存部分と一体的な土地利用を行う場合等。）

開発区域が2以上の環境形成区域にまたがる場合の取扱い

ア 全体面積が 500 m²以上で、計画区域の一部が、1号区域内にある開発は許可が必要です。また、この場合は、協定は不要となります。

例1 1号区域 (100 m²)、2号区域 (500 m²) にまたがる開発計画
→ 600 m²全体が許可の対象

例2 1号区域 (300 m²)、2号区域 (1,200 m²) にまたがる開発計画
→ 1,500 m²全体が許可の対象

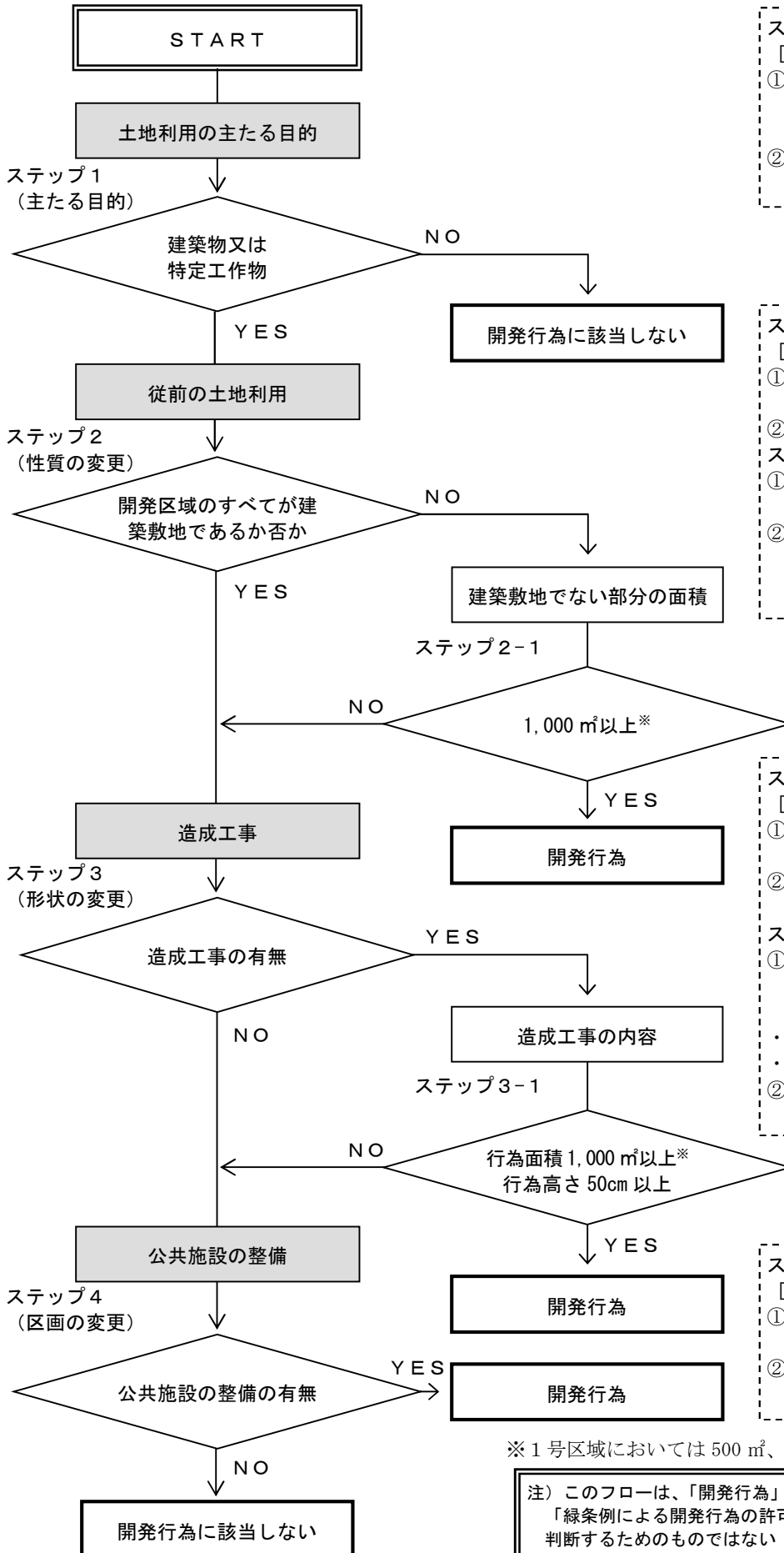
イ 全体面積が 1,000 m²以上で、1号区域以外の2以上の区域にまたがる開発は協定が必要です。

例3 3号区域 (500 m²)、4号区域 (1,200 m²) にまたがる開発計画
→ 1,700 m²全体が協定の対象

開発区域が2以上の環境形成区域にまたがる場合の基準の取扱い

開発区域が2以上の環境形成区域にまたがる場合は、原則として、環境形成区域ごとにそれぞれの許可基準等に適合する必要があります。ただし、緑地（森林）の面積に係る基準にあつては、緑地の配置バランスに支障がない範囲において、それぞれの許可基準が要求する緑地の面積の合計が、開発区域全体で確保されていれば可とします。

(5) 開発行為の判断フロー



ステップ1
[土地利用の主たる目的による判断]
①主たる目的が建築物の建築又は特定工作物の建設の場合は、ステップ2へ
②主たる目的が上記以外の場合は、開発行為に該当しない

ステップ2
[従前の土地利用による判断]
①従前が建築物の敷地であった場合は、ステップ3へ
②上記以外はステップ2-1へ
ステップ2-1
①建築敷地でない部分の面積が1,000㎡未満*の場合は、ステップ3へ
②建築敷地でない部分の面積が1,000㎡以上*の場合は開発行為に該当する

ステップ3
[造成工事の有無による判断]
①造成工事がない場合は、ステップ4へ
②造成工事がある場合は、ステップ3-1へ
ステップ3-1
①造成工事の内容が次の条件のいずれも満たす場合は、開発行為に該当する
・盛土、切土面積が1,000㎡以上*
・盛土、切土高さが50cm以上
②造成工事の内容が上記に該当しない場合は、ステップ4へ

ステップ4
[公共施設の整備による判断]
①公共施設の整備がない場合は、開発行為に該当しない
②公共施設の整備がある場合は、開発行為に該当する

*1号区域においては500㎡、その他の区域においては1,000㎡

注) このフローは、「開発行為」の有無を判断するためのものであり、「緑条例による開発行為の許可・協議(協定)・届出」等の要不要を判断するためのものではない

(6) 候補樹種リストについて

候補樹種の選定は、西播磨地域特有の風景や施設とその周辺環境との調和を目的として、次のような考え方で候補樹種を選定しています。

① 森を生かす区域の候補樹木

ひょうご百年の森コンセプトブック（2002年12月作成）に掲載されている地域別推薦樹種を候補樹木としました。

② 田園の区域、風土を守る区域の候補樹木

● アメニティマスタープラン緑の県土づくり技術指針より

「アメニティマスタープラン緑の県土づくり技術指針（兵庫県：1989年）」の中で取り上げられている「特性一覧表」の中から、西播磨地域の特性に適した「播磨平野部」より、主な候補を抽出しました。

● 地域性の考慮

西播磨地域において、樹林地、河畔林、社寺林、民家の庭など、区域内に定着している樹種を抽出し、上記候補に追加しました。

● 参考文献より

一般流通性の高い候補樹種とするために、「建設物価版（(財)建設物価調査会）」を参照し、選定しました。

上記資料に加えて、特性の耐火、耐乾等は、「道路緑化ハンドブック」、「造園施工管理改訂版技術編」等を参考にしました。

候補樹種(中高木)

名前	形態	葉型	樹高	成長	移植	花		実		生育条件		耐性			主な用途
						花色	開花期(月)	実色	結実期(月)	光	水	積雪	乾寒風	暑さ	
アオギリ	落	広葉	5~10	早	易	—	—	—	—	陽	中	強	強	強	工場、街路樹、緑陰樹、景観樹
アカシデ	落	広葉	5~10	早		赤	3~4	—	—	陽	中	強	強	強	庭園、景観樹
アカマツ	常	針葉	30~35	早	中	—	—	—	—	陽	乾	強	強	普	庭園、景観樹、緩衝樹
アキニレ	落	広葉	5~10	遅		—	—	—	—	陽	湿	強	強	強	海浜、庭園、建物周り、景観樹 緑陰樹、街路樹
アラカシ	常	広葉	15~20	早		—	—	—	—	陽	中	中	強	強	庭園、景観樹、緩衝樹、生垣
イスノキ	常	広葉	5~10	早	易	—	—	—	—	陽	中	中	中	強	庭園、景観樹、緩衝樹、生垣
イタヤカエデ	落	広葉	15~20	早	易	—	—	—	—	陽	中~湿	強	強	弱	庭園、景観樹、緑陰樹、街路樹
イチイ	常	針葉	5~10	遅	難	—	—	—	—	陽~中	中	強	強	弱	庭園、建物周り、景観樹、生垣
イトヒバ	常	針葉	5~10	遅		—	—	—	—	陽	中	強	強	中	庭園、景観樹
イヌシデ	落	広葉	5~10	早	易	黄	3~4	—	—	陽	中	強	強	強	庭園、景観樹、緑陰樹
イヌマキ	常	針葉	15~20			—	—	—	—	陽	中	弱	弱	強	庭園、景観樹、生垣
イロハモミジ	落	広葉	10~15	早	易	—	—	—	—	陽	湿	強	強	強	庭園、景観樹、緑陰樹、街路樹
ウバメガシ	常	広葉	5~10	遅	中	—	—	—	—	陽	乾	強	強	強	庭園、海浜、景観樹、緑陰樹 街路樹
ウメ	落	広葉	5~10	遅	中	白/淡紅	2~3	淡緑	5~6	陽	中	強	強	強	庭園、景観樹、花木、果樹
ウラジロガシ	常	広葉	15~20	早	難	—	—	—	—	陽~中	中	強	強	強	庭園、景観樹、緩衝樹、生垣
ウラジロモミ	常	針葉	5~15		難	—	—	—	—	陽~陰		強	強		景観樹、添景樹
エゴノキ	落	広葉	5~15	早	中	白	5~6	淡緑	8~9	陽	中	強	強	強	庭園、雑木林、建物周り、景観樹 花木
エノキ	落	広葉	15~20	早	中	—	—	—	—	陽	中	強	強	強	水辺、海浜、緑陰樹、緩衝樹
オオシマザクラ	落	広葉	5~10	早	易	白	3~4	—	—	陽	中	強	強	強	庭園、工場、花木、街路樹
オオヤマザクラ	落	広葉	5~10	遅		淡紅	4~5	—	—	陽	中	強	強	弱	庭園、街路樹、花木
オトメツバキ	常	広葉	~5		易	淡紅	2~4	—	—	陽	中	強	強	強	景観樹、花木、生垣
カキ	落	広葉	5~10	遅	難	淡黄	5~6	橙	10~11	陽	中			中	庭木、果樹、景観樹
カクレミノ	常	広葉	~5	遅		—	—	—	—	陽	中	中	中	強	庭園、景観樹
カシワ	落	広葉	5~10	遅	難	—	—	—	—	陽	湿	強	強	中	庭園、緩衝樹
カツラ	落	広葉	10~15	早	易	—	—	—	—	陽	湿	強	強	中	庭園、建物周り、景観樹、緑陰樹 街路樹
カナメモチ	常	広葉	5~10	早		—	—	—	—	陽	中	強	強	強	庭園、景観樹、生垣
カヤ	常	針葉	10~30	遅	易	—	—	—	—	陽	中	強	強	強	庭園、景観樹、生垣、緩衝樹
キャラボク	常	針葉	~5	遅	中	—	—	—	—	陽	中	強	強	中	庭園、建物周り、添景樹、根締め 生垣、トピアリー、造形、縁取り
キンモクセイ	常	広葉	5~10	遅	易	橙黄	10	—	—	陽	中	中	中	強	庭園、景観樹、花木
クスノキ	常	広葉	10~20	早	中	—	—	—	—	陽	中	弱	弱	強	建物周り、景観樹、緩衝樹 街路樹、緑陰樹
クヌギ	落	広葉	10~15	早	難	—	—	—	—	陽	中	強	強	強	庭園、雑木林、景観樹、緩衝樹
クロガネモチ	常	広葉	10~20	遅	易	—	—	赤	11~2	陽	中	中	中	強	庭園、景観樹、緩衝樹

候補樹種(中高木)

名前	形態	葉型	樹高	成長	移植	花		実		生育条件		耐性			主な用途
						花色	開花期(月)	実色	結実期(月)	光	水	積雪	乾寒風	暑さ	
クロマツ	常	針葉	10~30	早		—	—	—	—	陽	乾	強	強	強	庭園、工場、景観樹、緩衝樹
ケヤキ	落	広葉	10~30	早	易	—	—	—	—	陽	中	強	強	強	建物周り、景観樹、緑陰樹、街路樹
コウオトメツバキ	常	広葉	~5		易	赤	2~4	—	—	陽	中	強	強	強	景観樹、花木、生垣
コウヤマキ	常	針葉	5~10	遅	難	—	—	—	—	陽	中	強	強	中	庭園、景観樹
コナラ	落	広葉	15~20	早		—	—	—	—	陽	中	強	強	強	庭園、雑木林、景観樹、緩衝樹
コブシ	落	広葉	5~10	早	難	白	3~4	—	—	陽	中	強	強	強	庭園、建物周り、雑木林、景観樹 花木、街路樹
サカキ	常	広葉	5~10	遅	難	—	—	—	—	中	中	中	中	強	庭園、遮蔽樹、生垣
サザンカ	常	広葉	5~10	遅		白/淡紅 濃紅	10~1	—	—	陽	中	強	強	強	庭園、景観樹、花木、生垣
サトザクラ	落	広葉	5~10	早	中	白/黄 淡紅	4~5	—	—	陽	中	強	強	強	庭園、工場、花木、街路樹
サルスベリ	落	広葉	~10	遅		白/淡紅 紫/濃紅	7~9	—	—	陽	中	中	中	強	庭園、建物周り、花木、景観樹 街路樹
サワグルミ	落	広葉	10~20	早		—	—	—	—	陽	湿	強	強	中	水辺、街路樹、景観樹
サワラ	常	広葉	10~15	早	易	—	—	—	—	陽	中	強	強	中	庭園、景観樹、緩衝樹、生垣
サンゴジュ	常	広葉	10~15	早	易	白	6~7	赤	8~11	陽	中	中	中	強	庭園、景観樹、緩衝樹、生垣
シダレザクラ	落	広葉	~5	早	難	淡紅/白	4~5	—	—	陽	中	強	強	中	庭園、花木
ショウジョウノムラ	落	広葉	~5	早		—	—	—	—	陽	中	強	強	中	庭園、建物周り、景観樹
シラカシ	常	広葉	10~20	早	中	—	—	—	—	陽	中	強	強	強	庭園、景観樹、緩衝樹、緑陰樹 生垣
シロダモ	常	広葉	5~10	早	難	—	—	赤	9~12	中	中	中	中	強	雑木林、緩衝樹
スギ	常	針葉	10~30	早	中	—	—	—	—	陽	中	強	強	中	庭園、景観樹、緩衝樹、生垣
スダジイ	常	広葉	10~20	早		—	—	—	—	陽	中	中	中	強	庭園、景観樹、緩衝樹、生垣
ソメイヨシノ	落	広葉	5~10	早	易	淡紅	3~4	—	—	陽	中	強	強	強	庭園、工場、花木、街路樹
ソヨゴ	常	広葉	~5			白	7	赤	9~1	中	中	強	強	中	庭園、建物周り、雑木林、景観樹 緩衝樹
タブノキ	常	広葉	10~20	早	難	—	—	—	—	陽	中	弱	弱	強	工場、景観樹、緩衝樹
ナツツバキ	落	広葉	5~10	早	中	白	6~7	—	—	陽	中	強	強	強	庭園、建物周り、花木、景観樹
ネズミモチ	常	広葉	~5	早		白	5~7	黒紫	10	陽	中	中	強	強	庭園、緩衝樹、生垣
ネムノキ	落	広葉	5~10	早	中	淡紅	6~8	—	—	陽	中	強	中	強	庭園、緑陰樹、花木、景観樹
ハクウンボク	落	広葉	5~10	早		白	5~6	白	8~10	陽	中	強	強	中	庭園、建物周り、景観樹、緑陰樹 花木、街路樹
ハクモクレン	落	広葉	5~10	早	難	白	3~4	—	—	陽	中	強	強	強	庭園、建物周り、景観樹、花木 街路樹
ハマボウ	落	広葉	~5	早	易	黄	6~8	—	—	陽	中	弱	弱	強	庭園、海浜、水辺、花木
ハルニレ	落	広葉	5~15	早	易	—	—	—	—	陽	湿	強	強	中	建物周り、景観樹、緑陰樹、街路樹
ヒイラギ	常	広葉	~5	遅	易	白	10~12	—	—	中	中	強	強	強	庭園、景観樹、遮蔽樹、生垣
ヒイラギモクセイ	常	広葉	~5	遅	易	白	10	—	—	陽	中	中	中	強	庭園、緩衝樹、生垣
ヒノキ	常	針葉	10~30	早		—	—	—	—	陽	中	強	強	強	庭園、景観樹、緩衝樹、生垣

候補樹種(中高木)

名前	形態	葉型	樹高	成長	移植	花		実		生育条件		耐性			主な用途
						花色	開花期(月)	実色	結実期(月)	光	水	積雪	乾寒風	暑さ	
ヒメシャラ	落	広葉	5~10	遅	中	白	6~7	—	—	陽	中	強	強	中	庭園、建物周り、景観樹、花木
ヒメユズリハ	常	広葉	5~10	遅	難	—	—	—	—	陽	中	弱	弱	強	庭園、景観樹、緩衝樹
ベニカナメモチ	常	広葉	~5	早		—	—	—	—	陽	中	中	中	強	庭園、景観樹、生垣
ホオノキ	落	広葉	5~15	早	難	白	5~6	—	—	陽	中	強	強	強	雑木林、花木、緑陰樹、景観樹
ホルトノキ	常	広葉	5~10	早	中	—	—	—	—	陽	中	弱	弱	強	庭園、景観樹、緩衝樹、街路樹
マテバシイ	常	広葉	5~10	早	難	—	—	—	—	陽	中	弱	強	強	庭園、海浜、景観樹、緑陰樹 街路樹
マユミ	落	広葉	~5	早	易	—	—	赤	10~11	陽	中	強	強	強	庭園、景観樹
マンサク	落	広葉	~5	早	易	黄	2~3	—	—	陽	中	強	強	強	庭園、建物周り、花木
ムクノキ	落	広葉	10~20	早	中	—	—	—	—	陽	中	強	強	強	雑木林、緑陰樹
モチノキ	常	広葉	5~20	遅	易	—	—	赤	10~3	中	中	強	強	強	庭園、景観樹、緩衝樹、生垣
モッコク	常	広葉	5~10	遅		—	—	—	—	陽	中	中	強	強	庭園、景観樹、緩衝樹
ヤブツバキ	常	広葉	5~10	遅	易	紅/淡紅	2~3	—	—	陽	中	中	強	強	庭園、景観樹、緩衝樹、花木、生垣
ヤブニツケイ	常	広葉	5~10	早	難	—	—	—	—	陽	中	弱	中	強	建物周り、緩衝樹
ヤマザクラ	落	広葉	5~20	早		淡紅/白	4~5	—	—	陽	中	強	強	強	庭園、花木、街路樹
ヤマボウシ	落	広葉	5~10	遅		白	6~7	—	—	陽	中	強	強	強	庭園、建物周り、景観樹、花木
ヤマモモ	常	広葉	5~15	遅		—	—	赤	6~7	陽	中	弱	中	強	庭園、景観樹、緩衝樹、果樹
ユズリハ	常	広葉	5~10	遅	難	—	—	—	—	中	中	中	中	強	庭園、景観樹
ラカンマキ	常	針葉	5~10	遅		—	—	—	—	陽	中	中	弱	強	建物周り、景観樹、生垣

候補樹種(低木)

名前	形態	葉型	樹高	成長	移植	花		実		生育条件		耐性			主な用途
						花色	開花期(月)	実色	結実期(月)	光	水	積雪	乾寒風	暑さ	
アオキ	常	広葉	~3	早	易	—	—	赤	12~3	陰	中	強	強	中	庭園、工場、遮蔽樹、緩衝樹 植え潰し
アキグミ	落	広葉	~3	早	難	白	4~5	赤	9~11	陽	中	強	強	強	庭園、水辺、雑木林、刈り込み 海浜、添景樹、砂防樹
アジサイ	落	広葉	~1.5	早	易	青/紫/紅	5~7	—	—	陽	中	強	強	強	庭園、工場、花木、添景樹
アセビ	常	広葉	~3	遅	易	白	3~5	—	—	中	中	強	中	中	庭園、建物周り、花木、根締め 添景樹、刈り込み、ボーダー
イヌツゲ	常	広葉	~3	遅	易	—	—	—	—	陽	中	強	強	中	庭園、工場、建物周り、道路、生垣、刈込 植え潰し、ボーダー、トビアリー、造形
ウツギ	落	広葉	~3	早	易	白	5~6	—	—	陽	中	強	強	強	庭園、雑木林、生垣、添景樹 境界樹
ウメドキ	落	広葉	~3	遅		—	—	赤	10~12	陽~中	中	強	強	強	庭園、建物周り、添景樹、花木
ガクアジサイ	落	広葉	~1.5	早	易	青/紫/紅	5~7	—	—	陽~中	中	強	強	中	庭園、工場、海浜、花木、添景樹
ガマズミ	落	広葉	~3	早	易	白	5~6	赤	9~11	陽	中	強	強	中	庭園、雑木林、添景樹、花木
カンツバキ	常	広葉	~1.5	遅		赤	11~2	—	—	中	中	中	強	強	庭園、建物周り、工場、花木、刈込 根締め、ボーダー
クチナシ	常	広葉	~1.5	早	易	白	5~6	黄	9~12	中	中	弱	弱	強	庭園、工場、建物周り、花木、生垣 根締め、刈込、添景樹
コムラサキシキブ	落	広葉	~1.5	早		淡紫	6~7	紫	9~11	陽	中	強	強	強	庭園、工場、添景樹、根締め
サツキツツジ	常	広葉	~1.5	早	易	淡紫	5~6	—	—	陽~中	中	強	強	強	庭園、建物周り、工場、道路、花木 根締め、刈込、ボーダー
シモツケ	落	広葉	~1.5	早	易	赤	5~7	—	—	陽~中	中	強	強	強	庭園、水辺、花木、根締め、刈込 ボーダー、添景樹
シャリンバイ	常	広葉	~4	遅	難	白	5	黒紫	10~11	陽	乾	強	強	強	庭園、建物周り、道路、海浜、刈込 添景樹、根締め、ボーダー、緩衝樹
センリョウ	常	広葉	~1.5	遅		—	—	赤/黄	11~2	中	中	弱	弱	中	庭園、建物周り、根締め
タニウツギ	落	広葉	~3	早	易	淡紅	5~6	—	—	陽	中	強	強	中	庭園、花木、添景樹、ボーダー
ドウダンツツジ	落	広葉	~1.5	遅	易	白	4~5	—	—	陽	中	強	強	中	庭園、工場、建物周り、道路、花木 刈込、玉物、生垣、ボーダー
トサミズキ	落	広葉	~4	早	易	黄	3	—	—	陽	中	強	強	強	庭園、工場、花木、添景樹
トベラ	常	広葉	~4	早	難	白	5~6	赤	11~12	陽	中	中	中	強	庭園、建物周り、道路、海浜、生垣 添景樹、根締め、刈込
ナワシログミ	常	広葉	~3	早	難	白	9~11	赤	4~5	陽	中	強	強	強	庭園、工場、道路、海浜、根締め、 刈込、ボーダー、生垣
ナンテン	常	広葉	~3	遅		白	5~6	赤	12~2	中	中	強	強	中	庭園、根締め、添景樹、生垣
ニシキギ	落	広葉	~3	早	易	—	—	赤	10~11	中	中	強	強	中	庭園、工場、雑木林、道路、添景樹 生垣、刈込、根締め
ヒイラギナンテン※	常	広葉	~1.5	遅	易	黄	2~3	黒紫	6~7	陽	中	強	強	強	庭園、工場、根締め、添景樹 ボーダー
ハコネウツギ	落	広葉	~3	早	易	白/淡紅 紅	5~7	—	—	陽	中	強	強	強	庭園、海浜、花木、添景樹
ヒサカキ	常	広葉	~3	遅	易	—	—	—	—	陽~陰	中	強	強	強	庭園、工場、生垣、根締め、刈込、 遮蔽樹、緩衝樹
ヒュウガミズキ	落	広葉	~1.5	早	易	黄	3~4	—	—	陽	中	強	強	強	庭園、工場、建物周り、花木、添景樹 刈込、ボーダー、根締め
ヒラドツツジ	常	広葉	~2	早	易	紫/白 淡紅	4~5	—	—	陽	中	中	中	強	庭園、建物周り、工場、道路、花木 根締め、刈込、ボーダー、添景樹
マサキ	常	広葉	~3	早	易	—	—	赤	11~2	陽	中	強	強	強	庭園、工場、道路、海浜、生垣 刈込
マメツゲ	常	広葉	~1.5	遅	中	—	—	—	—	陽	中	強	中	強	庭園、建物周り、工場、道路、刈込 ボーダー、造形
マルバシャリンバイ	常	広葉	~1.5	遅	難	白	5	—	—	陽	乾	中	中	強	庭園、建物周り、添景樹、根締め 海浜、道路、植え潰し、刈り込み
マンリョウ	常	広葉	~1.5	遅	難	—	—	赤	10~3	陰	中	強	強	中	庭園、自然林、根締め

候補樹種(低木)

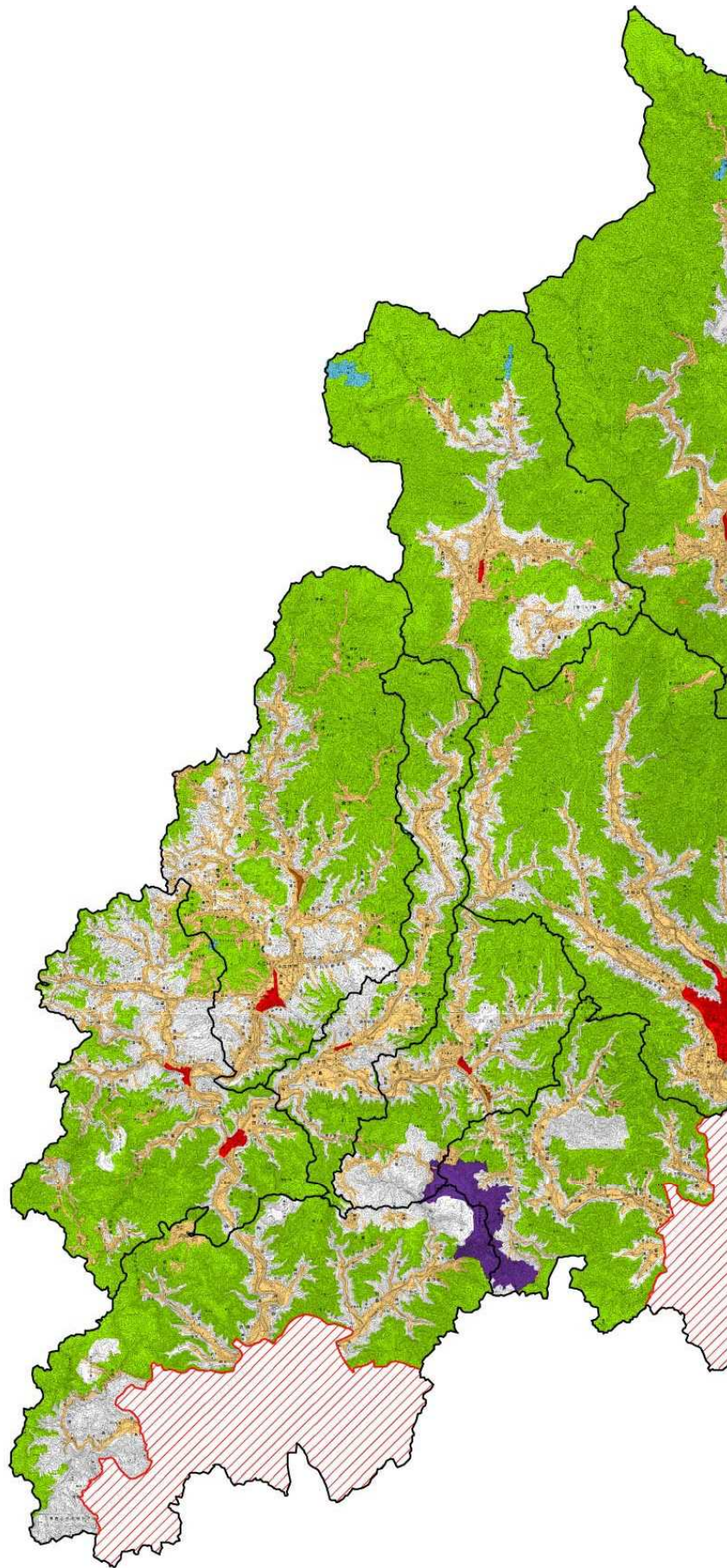
名前	形態	葉型	樹高	成長	移植	花		実		生育条件		耐性			主な用途
						花色	開花期(月)	実色	結実期(月)	光	水	積雪	乾寒風	暑さ	
ミツバツツジ	落	広葉	～3		易	淡紅	4	—	—	中	中	強	強	中	庭園、建物周り、添景樹、花木
ヤマツツジ	半落	広葉	～3	遅	易	赤	4～5	—	—	中	中	強	強	中	庭園、雑木林、花木、添景樹
ヤマハギ※	落	広葉	～1.5	早		紅紫	8～10	—	—	陽	中	強	強	強	庭園、雑木林、法面、花木、肥料木
ヤマブキ	落	広葉	～1.5	早	易	黄	4～5	—	—	中	中	強	強	中	庭園、工場、花木、根締め、添景樹
ユキヤナギ	落	広葉	～1.5	早	易	白	3～4	—	—	陽	中	強	強	中	庭園、建物周り、根締め、添景樹 道路、花木、刈込、ボーダー
レンゲツツジ	落	広葉	～1.5		易	赤/黄	4～5	—	—	陽～中	中	強	強	弱	庭園、添景樹、花木

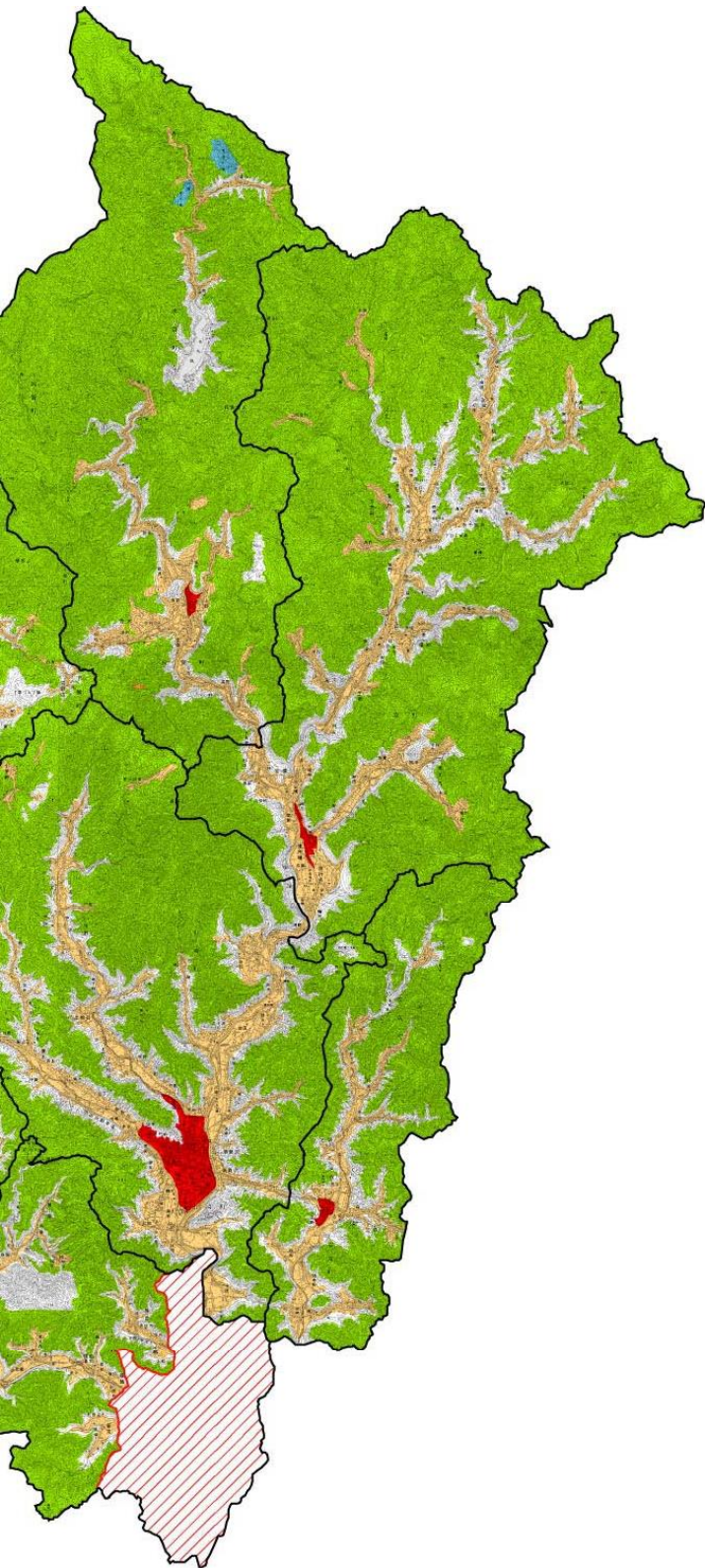
候補樹種(地被類・ササ類・ツル性)

名前	形態	種類	花		葉		実		生育条件		耐性			備考
			花色	開花期(月)	葉色	紅葉色	実色	結実期(月)	火	水	積雪	乾寒風	暑さ	
アケビ	落	ツル	紫	3～4	緑	—	茶	8～11	陽	中	強	強	中	巻き付き登はん性
イタビカズラ	常	ツル	—	—	緑	—	—	—	陽	中	中	中	強	登はん性
オオイタビ	常	ツル	—	—	緑	—	—	—	陽	中	中	弱	強	登はん性、吸着登はん吸着下垂性
オカメザサ	常	ササ	—	—	緑	—	—	—	陽	中	強	強	強	
キツタ	常	ツル	—	—	緑	—	—	—	中	中	強	強	強	登はん性
ギボウシ	落	花草	白/紫	6～8	緑/斑入	—	—	—	中	中	強	強	中	
スイカズラ	半常	ツル	白	5～6	—	—	—	—	陽	中	強	強	強	巻き付き登はん性
ツルマサキ	常	ツル	緑白	6～7	緑	—	黄赤	10～11	中	中	—	強	強	登はん性
ツブブキ	常	花草	黄	10～12	緑	—	—	—	中	中	中	中	強	
テイカカズラ	常	ツル	白	5～6	緑	—	—	—	陽	中	強	強	強	登はん性、巻き付き登はん性
ハイビヤクシン	常	地被	—	—	—	—	—	—	陽	乾	強	強	強	
フッキソウ	常	地被	—	—	緑	—	—	—	中	中	強	強	中	
ヘデラヘリックス	常	ツル	—	—	緑	—	—	—	陽	中	強	強	強	登はん性、下垂性
ムベ	常	ツル	白	4～5	緑	—	紫	8～11	陽	中	中	中	強	巻き付き登はん性
ヤブコウジ	常	木本	—	—	緑	—	赤	11～2	中	中	強	中	強	
ヤブラン	常	葉草	紫	8～9	緑	—	—	—	中	中	強	強	強	
リュウノヒゲ	常	葉草	淡紫	6～7	濃緑	—	—	—	陽～陰	中	強	強	強	

※ヒイラギナンテンとヤマハギについては、「生物多様性に悪影響を及ぼす外来生物への対応(平成22年3月兵庫県)」に基づき、県内において特に影響が大きいと考えられる外来生物種に指定されていますので、原則として採用しないよう注意してください。

西播磨環境形成地域 環境形成区分図





※各町の白地図(1/10,000)を元に作成しているため
若干の誤差が生じている場合もあります

